

処遇改善等処遇改善加算について※厚生労働省資料より（令和6年6月～）

■算定要件；以下の通りキャリアパス要件及び職場環境等要件を満たすこと

加算（Ⅰ）	加算（Ⅱ）	加算（Ⅲ）	加算（Ⅳ）
新加算（Ⅱ）に加え、以下の要件を満たすこと。 ・経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること	新加算（Ⅲ）に加え、以下の要件を満たすこと。 ・改善後の賃金年額 440 万円以上が 1 人以上 ・職場環境の更なる改善、見える化	新加算（Ⅳ）に加え、以下の要件を満たすこと。 ・資格や勤続年数等に 応じた昇給の仕組みの整備	・新加算（Ⅳ）の 1/2 以上を月額賃金で配分 ・職場環境の改善（職場環境等要件） ・賃金体系等の整備及び研修の実施等
新加算の趣旨			
事業所内の経験・技能のある職員を充実	総合的な職場環境改善による職員の定着促進	資格や経験に応じた昇給の仕組みの整備	介護職員の基本的な待遇改善・ベースアップ等

〈1. キャリアパス要件〉

- キャリアパス要件Ⅰ（任用要件・賃金体系）
  - ・介護職員について、職位、職責、職務内容等に応じた任用等の要件を定め、それらに応じた賃金体系を整備する。
- キャリアパス要件Ⅱ（研修の実施等）
  - ・介護職員の資質向上の目標や以下のいずれかに関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保する。
    - a 研修機会の提供又は技術指導等の実施、介護職員の能力評価
    - b 資格取得のための支援
- キャリアパス要件Ⅲ（昇給の仕組み）
  - ・介護職員について以下のいずれかの仕組みを整備する。
    - a 経験に応じて昇給する仕組み
    - b 資格等に応じて昇給する仕組み
    - c 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み
- キャリアパス要件Ⅳ（改善後の賃金額）
  - ・経験・技能のある介護職員のうち 1 人以上は、賃金改善後の賃金額が年額 440 万円以上であること。
- キャリアパス要件Ⅴ（介護福祉士等の配置）
  - ・サービス類型ごとに一定割合以上の介護福祉士等を配置していること。

〈2. 月額賃金改善要件〉

○月額賃金改善要件Ⅰ（R7年度から適用）

- ・新加算Ⅳ相当の加算額の2分の1以上を、月額（基本給又は決まって毎月支払われる手当）の改善に充てる。

○月額賃金改善要件Ⅱ

- ・前年度と比較して、現行のベースアップ等加算相当の加算額の3分の2以上の新たな基本給等の改善（月給の引き上げ）を行う。

〈3. 職場環境等要件〉（R6年度中は区分ごとに1以上、取組の具体的な内容の公表は不要）

- Ⅰ・Ⅱ 6の区分ごとにそれぞれ2つ以上（生産性向上は3つ以上、うち一部は必須）取り組む。情報公表システム等で実施した取組の内容について具体的に公表する。

- Ⅱ・Ⅲ 6区分ごとにそれぞれ1つ以上（生産性向上は2つ以上）取り組む。（R6年度中は全体で1以上）

以上から当法人では以下を実施します。

#### ○処遇改善加算（I）の取得

#### ○職場環境の取組

##### 入職促進に向けた取組

- ・事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築

##### 資質の向上やキャリアアップに向けた支援

- ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
- ・上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保

##### 両立支援・多様な働き方の推進

- ・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に則した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備

##### 腰痛を含む心身の健康管理

- ・短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施

##### 生産性向上のための業務改善の取組

- ・タブレット端末やインカム等の ICT 活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減

##### やりがい・働きがいの醸成

- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気持ちを踏まえた勤務環境やケア内容の改善

#### ○賃金改善の取組

- ・定期昇給の実施
- ・時給増
- ・各種手当の増額、創設
- ・勤続10年以上の介護福祉士に特定処遇改善手当の支給
- ・すべての正規職員及び再任職員に処遇改善支援金の支給 等